

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2015-2	指定年月日・指定番号	平成27年5月18日 形-16号	所在地	地番：長崎市尾上町1番24の一部、1番57の一部	
調製・訂正年月日	平成27年5月18日調製、平成27年6月1日訂正、平成30年1月9日					
形質変更時要届出区域の概況	鉄道による運送の用に供する土地の跡地				面積	575.347㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	鉄道による運送の用に供する土地の跡地を自主的に調査したところ、鉛及びその化合物が6単位区画等で土壌含有量基準を、砒素及びその化合物が1単位区画等で土壌溶出量基準をそれぞれ超過したものの。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	鉄道による運送の用に供する土地の跡地を土壌汚染のおそれが少ない土地として30m格子等5地点均等混合方式による4区画を選定し、その後に単位区画等12区画を選定し調査した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	/					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	/					
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成27年5月12日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		応用地質(株)
土地の形質の変更の実施状況	平成27年5月12日	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		応用地質(株)
	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成27年6月17日	平成27年8月21日	舗装及び掘削	長崎県長崎振興局	有・無	—
平成30年1月24日	平成30年6月30日	掘削	長崎県長崎振興局	有・無	—	
					有・無	